

選択的夫婦別姓制度の法制化について議論を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が望む場合に結婚後も男女がそれぞれの姓を名乗ることを可能とする「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや、子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくありません。また、改姓を強制されるため結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化に繋がる要因の一つとなっています。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、自己同一性の喪失による苦痛、法的根拠がない旧姓を使用するためのコストの増加、姓を維持するために法的な保障が少ない事実婚の選択などの問題が生じています。

このような日本の現状に対し、国連からは民法を見直すことを記した3回の是正勧告が出されています。また、平成27年12月の最高裁判決においては、選択的夫婦別姓制度について民法の見直しが国会に委ねられました。しかしながら今日に至るまで国会での議論が進まない状況にあります。

よって、千曲市議会は、国および政府に対し、結婚の際に同姓を強制することによって生じる問題を解決し、同姓を希望する人たちの権利も損なわない「選択的夫婦別姓制度」の法制化について、積極的な議論を推進するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月24日

長野県千曲市議会
議長 和田英幸

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
法務大臣